

出典：内閣府（防災担当）  
消防庁

警戒  
レベル  
4

# 令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難 (避難勧告は廃止です)

警戒レベル	新たな避難情報等
5	緊急安全確保 ※1
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞	
4	避難指示 ※2
3	高齢者等避難 ※3
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)

これまでの避難情報等
災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
・避難指示 (緊急) ・避難勧告
避難準備・ 高齢者等避難開始
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、**警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。**

※2 **避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。**

※3 高齢者等以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたりするなど、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

**警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。  
警戒レベル5＜緊急安全確保＞の発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止**されます。  
これからは、**警戒レベル4＜避難指示＞**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者**や**障害のある人**は、**警戒レベル3＜高齢者等避難＞**で**危険な場所から避難**しましょう。



## 災害に備え、命を守る行動を 自主防災組織の結成に向けて (自助・共助・公助)

### 1. 自主防災組織の必要性

大規模災害では、公共機関による**迅速な支援や救出、救護**が期待できないことがあります。このような場合、地域内の高齢者や障がい者、介助が必要な方に**救助の手を差し伸べ**ることができるのは、身近にいる地域の皆さんしかいません。

町では、町内全地区に自主防災組織の結成をお願いしたいと考えています。日ごろからの訓練のほか、災害発生時における避難誘導、救出救護活動等、地域の皆さんで役割を分担し、協力する体制整備を図ることにより、多くの命を守ることができます。

### 2. 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の連携に基づき結成される防災組織です。

自主防災組織は、災害の発生時に地域住民が連携し、助け合っ、お互いの身を守るための防災活動を行います。



### 3. 自主防災組織の主な活動

#### (1) 平常時の活動

- ①防災意識の普及
- ②危険箇所等の巡視・点検
- ③防災訓練の実施 (情報伝達訓練、消火訓練、避難訓練など)

#### (2) 災害時の活動

- ①情報収集・伝達 (連絡・通報)
- ②避難・誘導 (要援護者の避難所への誘導、一時避難所の開設)
- ③救出・救助 (負傷者の救出)

